

## 政治概念に就て

米原, 七之助

<https://doi.org/10.15017/4151154>

---

出版情報 : 経済学研究. 7 (2), pp.45-83, 1937-08-10. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 政治概念に就て

米原七之助

## 目次

- 一 はしがき
- 二 政治現象と諸種の政治概念の契機
- 三 對立契機と政治概念
- 四 團體活動と政治概念
- 五 政治と國家の本質との關係
- 六 政治概念の規定
- 七 むすび

## 一 はしがき

財政は、經濟であるにしても、交換經濟とは性質を異にするものと考へられてゐる。そこに特殊の科學としての財政學の存立基礎があり、固有なる對象の成立の可能性が存在する。惟ふに、財政のかゝる

特性は經濟を營む主體の側に存するであらう。從來財政の特徵として擧げられたる國家、強制的性質、共同欲望等は、此主體の特殊性を示すものに外ならない。然らば、此主體の特殊性は何に求むべきであらうか。私は、嘗て本誌に於て、不充分ながら之等の諸説に就て一應承服し得ない理由を述べ、財政の特質は之を政治的なる點に求むべきである事を説明した<sup>1)</sup>。たゞ其際此政治的なるもの、概念に就ては、特別なる吟味を加ふる事なくして、常識的に之を國家の意志を決定すると云ふ意味に使用した。けれども、此政治概念を今少しく詳細に規定するの<sup>2)</sup>でなければ、財政の特性を明らかにする事は出来ない。蓋し、最近の政治學に於ける政治概念の規定は、以上の如き傳統的常識的政治概念に對して鋭き批判を加へ、政治概念を再吟味する事なくしては、政治の固有なる性質を把握し得ざるに至つたからである。從來政治は、常に國家生活との關聯に於て考へられてゐた。それ故に政治は國家を必要前提とし、政治概念は國家との關聯に於てのみ規定されるのが一般であつた。そこで政治は國家生活の一側面として、政治概念の規定よりも、國家概念の規定が重しとされた。

けれども、一方獨自の政治學樹立のために、政治概念を國家との關聯なしに規定しようとする試みと、他方多元的國家學說に基く國家の他の部分社會に對する無批判的優越性の否定とは、國家に形而上的な特殊の性格を附與し、それより政治概念を規定しようとした從來の方法に決定的なる疑問を提出した。國家の特殊性格を拒否する事は、財政を國家、公共團體の經濟に求むる説、及び國家と政治を關聯せ

1) 拙稿、財政の性質、經濟學研究 第四卷 第四號

しめて、財政を政治的なる經濟とする見方の否定でなければならぬ。それ故に、財政の特質を明らかにするためには、之等の新なる政治概念を吟味し、政治の固有なる性質を定立しなければならない。

政治なる語は、國政、宗政、家政、獨裁政治、政治運動等多様なるものを示してゐる。こゝに問題とする政治概念は、本稿の目的から知られる如く、之等總べての政治現象に共通なる屬性を抽出する事によりて構成せられる政治概念ではなく、宗教、經濟、教育等と相並びて固有の性質をもつ政治の本質に關する考察である。この事は、賣買、經濟家、經濟的使用法等同じく經濟的と呼ばれる事象でありながら、經濟理論に於て、經濟の本質は之等總べての事象に含まれてゐる何等かの共通なる屬性を分析する事によりて得られず、經濟に固有なる性質に求められてゐるのと同様である。

政治又は國家に關する考察には倫理的見地が混入し易く、それによりてその本質が不明ならしめられ、又は論議が紛亂せしめらる事が多い。従て以下の論述は専ら事實性の政治の本質に關するものであり、倫理的見方を考察の外におく。

## 二 政治現象と諸種の政治概念の契機

政治の本質を考察する上の手懸りを得るために、一般に政治的と呼ばれる對象を見よう。政治的とされる對象は甚だ多く一々數へ擧げる煩に堪えないが、之を大まかに分類する時は、國家又は團體に直接

關するものと然らざるものとに區別する事が出来るであらう。第一の群に屬するものは、例へば國政、自治政、宗政、家政、政府、議會政治等々。第二群に屬するものは、例へば政治運動、政治教育、政談演説等。而して之等が總べて政治現象であるならば、それ等の中には他の對象から區別せらるべき政治的なるものが存在しなければならぬ。此政治的なるものが何であるかを検討するために、一般に典型的なる政治現象と考へられてゐる議會政治を分析する事によりて、それを政治現象たらしむる契機を検出しよう。

議會政治は國家の意志の構成のために行はれる。議會は國家意志の構成を目的とする機關である。しかし獨裁政治にありては、國家意志の構成は獨裁者によりて行はれる。從て政治的なるものゝ契機は、かゝる意志構成機關とは關係なく、國家の意志構成に求められる。又は、此意志構成は國家の活動の前提に過ぎず、二つのものは一體として始めて意義があると考ふべきであり、從て政治的なるものゝ契機は國家の活動と見られる。他方に於て、國家も又團體の一種であり、二者の間には本質的差異はない。それ故に政治的なるものゝ契機は國家に特有のものではなく、團體一般に存在すると見らるべきものとされる。たゞ注意すべきは、之等の區別は國家論に於ける單元的國家論と多元的國家論との對立に照應するものではない點である。この事は後述する所によりて明らかとなるであらう。

議會政治は、政黨、政府、官僚の對立、抗爭を通じて行はれ、此政治的對立、鬭争なき處議會政治は、



るものゝそれは財の獲得であらう。之等の諸活動に對立して、政治活動を獨立なる現象たらしむべき窮極の標準たる政治的なるものは何であらうか。

政治は、日常見る如く、對立、抗爭と統制又は支配を繞りて行はれるものと考へられてゐる。けれども、對外政治を考慮に入らば、統制的要素よりも、むしろ對立的契機が政治的なるものゝ標準であること考へる事にも根據がある。此對立的契機に政治的なるものを求め、政治概念を規定しようとする試みた者は、カール・シュミットである。彼は政治的なるものゝ窮極の標準を友敵の分類に求める。「友敵の區別こそは、總ゆる政治的行動及び動機が還元せしめられる特殊なる政治的分類である」<sup>2)</sup>。

然しながら友敵の關係は、經濟活動に於ける競争、個人相互の間に於ける友敵の關係、スポーツに於ける對抗競技、其他學問上の論争、宗教に於ける宗派の争に於ても常に觀取し得られる。従て政治的なものに於ける友敵の標準が、他の現象に於けるかゝる類似の分類と區別し得られるためには、此友敵の概念の内容を更に詳密に規定しなければならない。

友敵の分類は結合と分離の最大の強度を示すものであり、それは同時に道德的、審美的、經濟的等の標準とは別個に存在し得る。政治上の敵は、必ずしも道德的に悪でもなく、審美的に醜でもなければ、又經濟上の競争者でもない。經濟上は政敵と取引する事がむしろ利益でさへある。政治上の敵は、生活上、最後には當事者によりてのみ決せらるべき衝突の可能性を持つ別個の存在である。<sup>3)</sup> 従てその意味で

2) Schmitt, C. Der Begriff des Politischen. 1932, S. 14.

3) Schmitt, op. cit. S. 14-15.

「經濟的なるもの、領域に於ては敵は存在しない。單に競争者が存在するのみである。完全に道德化され、倫理化された世の中では、恐らくは單に論争の相手のみが存在するであらう」<sup>4)</sup>。

友敵の概念を極度の結合と分離であると規定するならば、經濟的その他の對立關係を排除し得るとして、個人的感情に基く個人相互の間、又は團體と個人及び團體相互の間の最惡の關係は如何に考へらるべきであらうか。

敵は競争者でも、一般に對立者でもない。又敵は個人が反感を持つ私的對立者でもない。敵とは、少くとも場合によつては、即ち實際の可能性から云へば、争闘する人々の相對立せる總體である。敵は、かくの如き人々の總體、殊に全國民に關する事は總べて公的である以上、公敵に過ぎない。かゝる概念規定は、諸國民が友敵の對立によりて集結し、今日も尙現實に政治的に實存する各國民にとりて、此對立が事實上の可能性として存生してゐる事は否定出來ない所に現實的論據を持つてゐる。<sup>5)</sup>

諸國民間の對立關係を思ひ浮べながら政治的概念を規定し、極度の結合と分離を政治的なるもの、標準とするシュミットは、國家内部に於ける集團間の對立を政治的現象として考へるであらうか。

諸國民の對立を問題の中心に置く場合には國家は一個の統一體として考へられてゐる。まさに「國家は、自己のために、全體として友敵の決定をなす組織化された政治的統一體」<sup>6)</sup>である。それ故に、國家内部には、友敵の對立關係はなく、政治現象は存在しない筈である。けれども、シュミットは、政治的

4) Schmitt, op. cit. S. 16.  
5) Schmitt, op. cit. S. 16.  
6) Schmitt, op. cit. S. 17.

なる對立としての強度の對立を量化する事によつて、第二次的政治概念を認めてゐる。「個々の具體的對立が、友敵の分類の極點に近づくに隨つて、それは愈々政治的となる」のであり、諸國民の對立關係に於てなす國家の第一次の政治的決定としての友敵の決定を保護するために、國家の宗教的、教育的、社會政策的、諸政策が生じ、然も、總ゆる對立を包括する國家の政治的統一體によりて相對化されてはゐるけれども、國家内部に於て、政治的なるものゝ概念に本質的なる對立、背反が、それ等諸政策に就ても存在し、従つてそれは第二次的政治現象と云へよう。<sup>7)</sup>

之に反し、總ゆる國內の政治的政黨及び其對立を相對化せしむる、包括的なる政治的統一體（國家）が其力を失ひ、従つて國內の對立が他國に對する共同的なる對外的對立より強度になる場合には、政治的なるものは政黨政治的なるものと一致する可能性が存在する。そして政治に必然的に伴ふ争闘の實際の可能性は、かくの如く國內政治が上位になる場合には、國家間の戦争ではなく、内亂に關係するものとなる。<sup>8)</sup>

友敵の對立は、かくて極度の結合、分離である事が理解される。彼によれば「友敵及び争闘の概念は、殊に物理的殺戮の實存上の可能性に關係する點に於て、その眞の意味を有する」<sup>9)</sup>。

日常吾々が體驗する政治が、集團の對立、抗争を繞りて行はれ、それ故に對立的契機が政治現象の中に存在する事は疑ふべくもないであらう。けれども、此對立的契機を政治的なるものとなす事によりて

7) Vgl. Schmitt, op. cit. S. 17.

8) Schmitt, op. cit. S. 20.

9) Schmitt, op. cit. S. 20.

得られたる結論によれば、固有なる、第一次的政治現象は對外的關係に於てあり、國內的關係にありては、單は第二次の意味に於てのみ政治的なるものが存在するに過ぎない事となつた。かゝる結論は一般に定型的なる政治現象とされる議會政治其他の政治現象が、殆んど總べて國內の關係に就て思考される日常の體驗とは趣を異にする。日常用語の混亂が概念規定の缺陷か、次にジュミットの概念規定に就て二三の疑問を述べよう。

一、政治的なるもの、概念を人間活動の固有なる仕方、即ち極度の結合と分離の區別に求むるならば、かゝる特殊なる標準を具ふる總ゆる人間活動は、政治現象とならなければならぬ。けれどもジュミットは、個人の反感に基く私的抗争を敵とせず、政治的なるもの、敵を公敵に限定した。かゝる制限は、個人と個人の總體としての集團との間に何等かの性質上の差異を認め、此差異に政治的なるものが何等かの關聯ある事を無意識的に承認した事に外ならぬ。その事は行爲の視角からする政治概念の規定の破綻を示すものであらう。

二、政治的なるもの、概念は、友敵の對立を意味する。従つて此友敵の對立が消滅するならば、政治的なるものはなくなる筈である。若しそうであるならば、此友敵の對立の超克によりて成立する政治的統一體たる國家内部に於ては、最早政治的なるものは存在しないのではなからうか。諸國民相互の間に於ける對立を敵とし、此對立の單位としての國家の内部に於ける諸集團の統一を友とするならば、國家内

部に於て友敵の對立の存在する事はない筈である。然しながらシユミットは、此友敵の標準を質的なるものから量的なるものに變化せしめ、具體的對立が極度の友敵の對立に近づく程度に應じて、此具體的對立は政治的なるものになると考へ、第二次的政治概念を設ける。若し此第二次的政治概念も、國有なる政治概念と等しく、政治的なるものを根基として構成せられたるものであるならば、政治的なるものは單なる對立的契機に求めらるべきであらう。そうであれば、政治的對立を經濟的、其他の領域の對立から區別し得なくなるのではあるまいか。それ故に政治的なる對立をして他の領域の對立と區別するためには、極度の友敵の對立の如き標準を必要とする。政治概念をかく規定すれば、政治的統一體としての國家内部には政治現象は存在しない筈ではなからうか。蓋し、若しかくの如き對立が存在すれば、國家は分裂するであらうから。要するに一の概念が他の概念から區別し得られる爲には、その概念を規定する窮極の規準は質的に特殊なるものでなければならぬ。此點に於てシユミットの第二次的政治概念は、政治的なるものゝ標徴が質的なるものより量的なるものに變化して成立せるものであり、特殊なる概念構成の放棄を意味する。

三、政治的なるものを極度の結合、分離に求むるならば、國家相互の場合に於ても、かゝる状態は特定の時期にのみしか存在しないであらう。所謂平時の際に於ては、國家相互の間には、それが武裝的平和なる言葉を以て示されるにしても、修好、親睦が希求されるであらう。少くとも戰爭に基く犠牲は出

來る限り回避される様に努力されるであらう。かくの如き事態の下に於て、政治は單に一時的なるものではなく連續的事象である以上、政治的本質としての極度の分離の規準を擧ぐるのみでは、充分なる説明ではあり得ない。それ故にこそ極度の對立の可能性の實在を以て敵なる概念、從て又政治概念を説明してゐる。けれども、如何なる對立も極度の對立に化する可能性が實在するのであり、國家相互の間にのみかゝる事態が発生し得るとする理由はない。そこにシュミットが國內の對立的事象にも尙政治的契機を認めざるを得なかつた理由があり、又彼の概念規定の失敗の根據が存在する。

要するにシュミットの説の缺陷を一言にして云ふならば、行爲の特殊なる仕方政治の本質を求め、從て本來多元的政治概念が成立すべきにも拘らず、政治的なものを特定團體たる國家に結び付けようとした點にある。

#### 四 國體活動と政治概念

日常政治現象に於て對立的契機が顯著に現はれるにしても、政治は社會生活の分裂、破壊を行ふものではなく、對立、抗争の克服によりて統一を達成する事にある。それ故に政治に於て、社會生活を統制する契機を重要視するならば、此對立的契機は統一を達成する前提であり、政治的なものはむしろ此統一化作用の側に認めらるべき事となるであらう。若しそうであるならば、シュミットが以て政治的な

るものとする對立的契機は、單に超克せらるべき對立であり、此對立の克服、統一にこそ政治的なるものが存在するであらう。

政治を以て團體内部の現象であると考へ、それ故に内部の對立を克服、統一する所に政治の本質を求むる見方は、シュミットの説より一層よく事實を説明する様に見える。其要旨を述べよう。一方に於て、政治は對立的契機を含む。實力を伴ふ社會規範の對立、抗争の中に政治は成立するのであり、理想が單一化し、之を支持する實力が純粹に一元化すれば、政治は行はれない。けれども、他方に於て、政治が單一團體の内部現象たる以上、政治は克服さるべき對立、統一さるべき分裂である。對立を團體内部の對立に限定し、更に之を克服して團體本來の統一に歸らうとする所に、政治の眞の意義がある。而してかくの如き對立と統一は、國家以外の多くの團體に於ても行はれるのであり、それ故に政治は國家に特有の現象ではない。又超國家的團體の存在を認め得ない今日に於ては、國際政治なるものはない。たゞ政治が一般に國家に於て顯著に現はれるのは、主に次の二點に歸する。第一に、國家の指導原理が他の團體のそれの如き一義的明確性を欠ぐために、國家内部の對立は、國家存立の根本義如何の問題を中心として激化する危険を包藏する。従て對立と統一は、他の團體の場合に比較して強度である。第二に、國家は既にその秩序維持の任務のために獨占的の強制力を具備するが故に、國家の政治も必然的に此獨占的の國家權力の爭奪戰となつて展開され、その結果激烈さは他の團體と比較にならない。<sup>10)</sup>

若し政治の本質がかゝる對立と統一にあるならば、政治は數多の團體に於て日常繰返し行はれる共通なる事象であり、從て多元的である。此多元的政治概念は、國家に就てのみ政治を思惟する日常の一元的政治概念と對蹠的關係にある。此多元的政治概念に對する疑問を述べる前に、此説の根本主張を今一度反省するのが便利である。政治の本質は、一方に於て團體の活動であるが、他方に於て團體の特殊なる活動、即ち内部に於ける對立の統一活動である。それ故に、政治的なるものは、主體の側に存在すると同時に行爲の側にも存在する。謂はゞ此説は折衷説とも云はるべきものであらう。さて、國家及び其他の團體が内部の對立、抗爭を統一する點に於ては、何等の差異はない。問題は、此統一に含まれたる内容に於て二者の間に差異が存在するか否かである。換言するならば、國家と其他の團體は質的に異なる主體であるか否かの問題である。

政治が國家に於て顯著に行はれる理由の第二として、國家が秩序維持の任務の爲に獨占的なる強制力をもつ事が擧げられた。これは國家が他の團體と異り、特有なる任務を追求する團體である事を示してゐる。それ故にこそ、國家は全體社會の中の部分社會であり乍ら「團體相互の關係に於ては、國家の包攝性は國家の重要な一特質として認められなければならないのである」<sup>11)</sup>。勿論國家が之以外の任務をもつ事を何等否定するのではない。けれども、國家が固有なる任務を具備する特殊なる團體であり、此任務の故に亦他の團體には存在し得ざる獨占的なる強制力を具備する事が認容される以上、國家には他の團體

に存在し得ざる意味の統制現象が歸屬するものと考へられるのではなからうか。形式上は等しく團體内部の統制であるにしても、國家の統制は内容に於て異り、その故に他の團體の統制を更に統制するものであらう。日常、政治に就て體驗されるものは、かくの如き謂はゞ上位統制であり、それ故に國家の統制である。そうであれば、政治は特に國家に於て顯著に行はれるのではなく、國家にのみ特有なるものであらう。

次に、團體活動の中、對立の統一のみが何故に政治的なるものとなるかゞ問題とされるであらう。團體は統一によりて成立する以上、對立の統一活動は團體の維持のために必要なるものであらう。けれども、對立の中ではなく、此團體の維持に政治的なるものを求むるならば、團體の對内活動と共に對外活動を排除すべきではなからう。如何なる團體も、自己保存の使命を實現するためには、内部の統一活動が必要であると同様に、對外活動の重要な事は國家の對外防衛活動を例にとるまでもなく明らかであらう。

かやうに考ふるならば、若し團體の使命の實現に政治の本質を認むる以上、團體内部の統一活動に政治を限定する理由はあるまい。等しく團體の使命の實現に政治の本質を認めながら、團體活動の總べてを以て政治現象なりとする説は、其意味で徹底してゐる。それは團體そのものに政治的なるものを見出さうとする廣き意味の主體説である。

歴史的、社會的實在は、無數の個人及び團體の總ゆる交渉、並びに之等主體の活動によりて成立する文化全體を含んでゐる。それ故に政治は、歴史的、社會的實在の一契機であり、他面から見るならば、政治は他の文化と共に歴史的、社會的實在を成立せしむるために、特殊なる役割を營むと云ひ得らるゝであらう。此特殊なる役割は、政治が團體活動、換言すれば、團體の使命の實現として營む機能であり、それ故に政治の本質は團體使命の實現にありと見る見方がある。其説の概要を次に述べよう。

歴史的、社會的實在は二元的構造をもつと考へ得られる。それは、一方に於て無數の人格的存在者の社會的、主體的關聯の部面たる社會的構造、他方に於て、彼等の活動の直接的及び間接的成果を包容する文化的客觀的秩序の文化的構造である。勿論、社會の現實に於ては、之等二つの構造は、相互に深く結合し、交錯して不可分の緊密なる聯關を保ちながら存在する。従つて一の構造の考察は、夫に照應する他の構造との聯關に於てなされねばならない。

政治は、歴史的、社會的實在の文化構造の内部に成立する。社會の文化構造の一因素としての政治に對應し、之と緊密なる聯關を示す社會構造の側の因素は、最廣義の政治について言へば、諸種の團體であり、廣義の政治について言へば施政團體であり、狹義に於ては、國家である。

團體は社會的集團の一型態であり、集團の成員が共同の目的に向つて協力する處に團體は成立する。最高義における政治の概念は、團體によつて行はれる社會的、實踐的活動が人間の社會的生活にとつて

有する所の、別言すれば、歴史的、社會的實在の形成、發展において示す所の、特有の文化的意義に着眼して構成されるのであり、狹義における政治の概念は、かゝる廣義における政治概念を豫想する。<sup>12)</sup> 而して、政治は如何なる特有の文化的意義を有するかに就て今少しく考察を続けよう。

團體は、それ自體意志を決定し、活動をなし得ないから、その活動はすべてその組織を通じて行はれる外はない。而して團體意志は、その機關たる合議體を通じてか、又は特定個人によりて構成されるにせよ、構成員全部の意志、又は個々人の意志と一致するものではない。それ故に團體意志は、全體意志として構成員の意志とは獨立に成立するのである。此の團體意志の構成は、團體の固有の目的を實現せしむるためである。それ故に團體の意志構成とその意志の遂行活動は、團體がその使命を實現するため必要欠ぐべからざるものである。團體の活動はその構成員を拘束し、又構成員にとりて諸種の利害關係をもつから、構成員は團體活動に作用すべく努力する。かゝる團體使命の實現過程、及びそれに関し、構成員が影響すべく努力する過程に於て政治現象は成立する。

團體の使命の實現に政治的なるものを求むるならば、政治現象は團體一般に普遍的なる性質に關聯するものであり、特殊の團體の固有なる性質からは理解せられない。それ故に團體の具體的目的は宗教であれ、經濟であれ、何等政治の本質に關するものではない。政治現象は、之等具體的目的が實現され行く過程として生ずるものであり、謂はゞ具體的目的實現の形式であり、手段形態である。<sup>13)</sup> こゝに文化構

12) 恒藤恭教授 政治特に國際政治の概念 立命館三十五周年記念論文集 法經篇 一七五—一七七頁

13) 恒藤教授 價值と文化現象 一七四頁以下、殊に一九五頁以下、

造の内部に於て、宗教、教育、經濟等と相並んで存在する政治の文化的意義がある。

政治の本質は團體一般の性質との關聯に於て規定されるのであるが、政治の本質は特に國家に於て顯著に現れる。それは、國家は團體の一種であるにしても、國家は他の諸種の團體とは根本的に異なる仕方ですべて全體社會の内面に存在し、それ故に他の團體とは異なる独自の使命をもつてゐるからである。即ち、自己の領土の上に存在する國民社會に於て國家は主權的權力を有し、他の總ての團體に優越する。而して此主權的權力の故に、構成員に及ぼす影響が大であり、國民社會全體の利害に關係の深い種々の任務を決定し、遂行する。<sup>14)</sup> それ故に國家は他の團體と比較して、歴史的、社會的實在の中に於て營む役割が重要であり、政治の本質も國家に於て典型的に現れる。

特種の文化の本質を、それが文化全體の形成に於て營む特殊の機能に求むる事は、必要であり、妥當であらう。けれども、個人の活動に相並びて、文化全體の形成に一定の機能をもつ團體一般の活動を以て政治の本質となす見解には疑問をもつ。政治の本質が團體使命の實現であるならば、政治は團體によりて追求さるゝ學術、經濟等の目的を等しく努力するのであり、此目的實現過程に現れる經濟現象及び其他の現象も又政治現象となり、政治と他の文化との區別がなくなるのではなからうか。此點を營利會社の例に就て考へて見よう。營利會社は營利を目的とする團體である。政治は團體の使命實現である以上、政治は此團體の目的を追求する。即ち此目的實現のために活動の規準となるべき團體意志を先づ決

14) 恒藤教授 政治、特に國際政治の概念 一七九—一八一頁、

定する。團體意志はこの目的に直接役立つその活動の範圍、方向を決定し、それと共に間接に奉仕する團體の活動、例へば労働教育、衛生設備等の範圍、方向等をも定める。次に之等の定められたる規準に隨て、労働、機械、原料を購入し、一定組織の下に生産を營む。他方に於て、労働能率の増進のために労働教育、衛生施設を行ふ。これ等の活動は總べて團體の使命の實現であり、政治現象でなければならぬ。けれども、労働、原料等の購入は財の交換であり、一般經濟現象である。労働教育、衛生施設等も、教育、衛生等の文化現象であらう。一定の目的を實現するためには、種々の手段を必要とする以上特定目的を追求する團體の活動も同質なるものではなく、經濟的、其他の活動を行ふものである。それ故に、經濟、學術、宗教等の文化と相並びて特有の文化領域としての政治は、團體の使命實現として團體一般の性質に關して認めらるべき形式的規定によりては限界を與へられないのではなからうか。

此問題に於ては、文化領域としての政治は狹義政治に於てのみ觀取されるのであり、廣義の政治については觀取され難い<sup>15)</sup>と答へられるであらう。即ち廣義の政治は沒個性的、類性的性格を示す類性的本質であり、個別の獨自性を包容する形態の本質を意味しない。若しそうであるならば、狹義の政治の本質如何の問題を除けば政治の用語の内容が異なるに過ぎない。たゞ政治、經濟、宗教等の文化領域の共通地盤となり得る團體活動一般に、政治なる用語を使用するのは妥當とは云へないであらう。

政治の型態の本質は團體の使命の實現以外に求めなければならぬとするならば、特殊なる團體の個

15) 恒藤教授 政治 一七八頁

16) 恒藤教授 法の基本問題 八〇頁以下

性的性格に求むる外はないであらう。國家は主權的權力をもち、特殊なる任務を有する團體であると認められてゐる。かくして一般に政治は國家に關聯する現象であると考へられてゐる。然らば國家は主權的權力をもつが故に特殊なる團體であるか、又は任務が特殊なる故に他の團體と區別されるのであらうか。政治の本質が明らかにされるためには、國家の本質が問題とされねばならぬ。

## 五 政治と國家の本質との關係

一般に、政治は國內に於ける總ての人格者に對して秩序を規定し、統制を行ふものであると考へられてゐる。而して社會に於ける人格者に一定の秩序を興へ、統制を加ふるものは多數ある。その最も顯著なるものは、國家であらう。人格者に對する之等數多の統制の間には何等かの差異はないのであらうか。國家の統制は他の統制と區別され、此特殊なる統制の故に固有なる政治現象が生ずるのではないであらうか。次に人格者の統制の様式に就て考察を進めよう。

人々の社會生活を規律し、之を秩序づくるものに二種のものがある。一つは、人々の相互の交渉の中に自然的に成立する道德、慣習等の自然發生的なものであり、他のものは、一定の目的の下に組織を備へて意識的、積極的に統制を行ふ團體である。而して政治が人の人に對する自覺的統制である以上、問題となるのは團體である。之等統制を行ふ團體相互の間にも一定の秩序があり、統制關係が認め

られる。換言すれば、社會に存在する團體相互の間には水平的關係と共に垂直的關係が成立してゐる。今地球上に生存する全人類によりて成立してゐる全體社會を考へよう。此全體社會を世界社會と呼ぶならば、世界社會の中に於て一定範圍の地域を限度として特に緊密なる結合をなし、一の特種なる全體社會を構成してゐると見らるべき部分が數多存在する。之を國民社會と名付けよう。而して此國民社會と地域を等しくして一つの團體即ち國家が存在する。世界を打つて一丸とする統一團體としての世界國家の成立が認められない現在に於ては、世界社會の中に存在する數多の國家は、相互に依存、對立、支配從屬の相互關係を保ちながら相互の間に一の消極的秩序を打建てゝゐるに過ぎない。從て之等國家の間には、部分的には支配、從屬の關係が存在するにしても、原則として水平的關係が存在するのみであり、總べての國家に積極的に秩序を與へ、統制を行ふ如き垂直的關係は認められない。轉じて國民社會内部の團體相互の關係を見るならば事態は之と異なるものがある。國民社會内部に於ける諸種の團體も、又相互に依存、對立、支配、徒屬の關係にあるけれども、更に國家は之等諸團體の全部に互りて積極的に秩序を規定し、統制を行ふ。從て國民社會に於ては、原則として團體相互の間に水平的關係と共に垂直的關係が存在する。それ故に國家の統制は、上位の統制として他の團體の統制とは區別され、之と關聯して政治現象が認められるであらう。けれども、政治現象は國家に關聯してのみ認め得らるゝものであるためには、次の問題が解決されねばならない。國家は本質上他の團體と區別される唯一の上位の團

體であり、又常に上位團體たる必然性を有する團體であること之である。

國家の統制を他の團體の統制から區別せしむる見方に二つある。一は國家の使用する手段の特殊性に着目するものであり、之を國家手段説と名付けておく。他は國家が獨特の目的を有するものである事に基く。謂はゞ統制の内容の差異を主張するものであり、假に國家内容説と呼ぶ。國家手段説は國家は如何なる任務をも遂行し得、從て目的よりその本質を規定する事の不可能を認め、國家の特質を其手段の特殊性即ち國家が強制を用ふる點に求める。勿論此強制の内容が、單に社會的強制を意味するか、武力を背景とする物理的統制であるかによりて其説も又分れる。社會的強制は社會組織のある所には必ず存在する。蓋し社會組織は一定の目的によりて秩序立てられたる相互作用の様式である以上、此目的による規律は社會的強制を伴ふからである。從て社會的強制は、單に國家にのみ固有なるものではなく、他の團體にも存在する。この事は如何なる團體も、自己保存上その内部に統制を加へ、秩序を維持する事よりしても明らかであらう。

此社會的強制に武力を附け加へる事によりて國家の特質を説明し得るであらうか。國家の本質を物理的強制に求むる見方の代表的なるものとして、マクス、ウエエバアの説を擧げ得るであらう。彼によれば「國家は、その行政主腦部が規則の遂行のために、正當なる物理的強制の獨占を有効に要求する場合の政治的なる *Anstaltsbetrieb* である<sup>17)</sup>」。從て國家は、正當なる物理的強制の獨占の獲得と、他方

<sup>17)</sup> Weber, M. *Wirtschaft u. Gesellschaft*. S.29,

に於て政治的なる Anstaltsbetrieb を意味する。而して國家の特徴は、正當なる物理的強制の獨占を有効に要求するにある。

註 Anstalt は合理的（計劃的）に設けられたる組織を有する團體であり、Betrieb は持續的目的活動を意味する。而してウェエバアは團體を事實行爲によりて説明するが故に、政治的なる Anstaltsbetrieb は政治團體の合理性及び持續性を示してゐるに過ぎない。此政治團體の特質は、それが使用する手段たる物理的統制にあり、從て政治團體は國家をその中を含むより廣い意味の團體と考へられてゐる。それ故に政治團體である點に國家の特質は存在しない。<sup>18)</sup>

さて正當なる物理的強制の獨占の要求の實現が國家の本質を示し得るや否やに就て考察を加へよう。先づ物理的強制に就て見れば、物理的強制が武力を事實上、又は潜在的に伴ふものである以上、國家のみが之を用ふる様に見える。けれども國家以外の他の團體に於てもかゝる物理的強制を用ふる事がないであらうか。秘密結社、俠客團體等は、背後に武力をもつのではないであらうか。此外勞働組合、農民組合等は鬭争を目的に對する一の手段とし、それ故に鞏固なる團結の要求される團體であり、物理的強制をその手段として使用する傾向が強い。更に物理的強制は、必要なる場合に發動し得る可能性があれば存在するものである以上、物理的強制とは凡そ縁遠きものと考へらるゝ營利團體、宗教團體等にて、物理的強制手段を用ふる場合があるであらう。例へば株主總會、宗門會議に於ける對立派の一方が其意志貫徹のために武力的強制を用ふる事は可能である。それ故に物理的強制は、如何なる團體にも共

18) Vgl. Weber, op. cit. S.28. 26. 29.

通なるもので何等國家の特徴を示すものではない。それは如何なる團體も統制を行ふために用ひ得るものであり、單に國家が屢々之を使用すると云ふ程度の差があるに過ぎない。

更に物理的強制が正當なる事によりて國家の本質が説明されるであらうか。正當性 (Legitimität) なる語の内容が明確ではないが、恐らく服従者の自發的なる服従を得らるゝ事を意味するのではないかと考へられる。例へば、支配の正當なる基礎、即ち內的根據として傳統 (Tradition)、威光 (Charisma)、合法性 (Legitimität) を挙げた<sup>19)</sup>のは、支配を裏付ける服従が捧げらるゝ契機を示したものであらう。若し正當性の意味が自發的なる服従を得らるゝ事にあるならば、正當なる物理的強制とは物理的強制が有効に行はれ得る事を示すに過ぎない。それ故に未だ國家の本質を説明するものではない。

最後に物理的強制の獨占到就て見よう。物理的強制の可能性は、國家のみが獨占し得るものでない事は既に述べたる所である。たとへ、強制の遂行の獨占と云ふ意味にしても、物理的強制を遂行し得るものは國家に限らない。家族、氏族が、正當なる物理的強制を遂行した事はウエエバア自身認むる所である。<sup>20)</sup>教會、勞働團體も國家の物理的強制の遂行を妨げ、國家に代つてかゝる強制を獨占し得る可能性がある。物理的強制の獨占到關聯してのみ國家を認むるならば、如何に強大な権力を持つ國家にせよ、從來かゝる國家は存在しなかつたのであり、國家の存在の否定に導く結果となるであらう。

今まで國家の特質を其手段によりて規定する事が如何に困難であるかを見て來た。轉じて國家の特質

19) Weber, M. Politik als Beruf, Gesammelte Politische Schriften S. 398.

20) Weber, Wirtschaft. S. 29.

は國家の目的内容から説明し得られるか否かを考察しよう。叙述の簡略を期するために、國家を最高理想の實現者と見做す形而上學的理想主義國家觀、又經驗的に國家と全體社會とを同一視する國家觀の考察を省き、こゝには近代的國家學說の主流をなす階級國家觀と多元的國家論に於ける國家本質觀の概要に就て論ずる。

國家を以て階級支配の道具と見る階級國家觀に就ては、二つの異なる解釋が成立し得る。即ち一方、國家は階級支配を目的とする組織であるとする見方。他方、國家は始め特殊の目的の下に成立する組織であるにしても、階級の出現と共に國家の本質も階級支配を内容とするに至るとする見方。此第二の見方は、エンゲルスが國家の成立を社會の防衛目的に求めながら、後に階級支配の道具となる事を説明する場合に認められ、又アドラアが、國家は、階級による他の階級の搾取を目的とするものではなく、國家は單に搾取の公法的形態であるとなす點<sup>21)</sup>にも第二の見方の解釋が許される可能性があるであらう。若し第二の解釋が階級國家觀であるならば、階級國家觀と他の國家觀との間には著しき差異は存在しないであらう。蓋し現實の國家が階級支配を内容とする事を否定する國家學說は、規範的立場を除いて考ふれば、少いからである。それ故に第一の見方に於ける階級國家觀のみが独自の國家觀をなす。

現實の國家が階級利益のために利用されてゐる事は、一般に認められてゐる事實である。けれども、國家の本質を階級支配の機關と考ふる事には疑問をもつ。既にエンゲルスも認めてゐる様に、血縁、傳

21) 佐野文雄氏譯 エンゲルス フォイエルバッツハ論 144頁。

22) 山本琴譯 マックス・アドラア マルクシズム國家觀 改造文庫 107頁。

統、文化を共通にする共同社會を地盤として、その社會の外部又は内部に對する秩序維持のために特定の組織としての國家が成立し得る可能性はないであらうか。たとへ後に此組織が階級支配を内容とするとも、それは國家の本質にとりては第二次的なものである。若しそうであれば、國家の本質は階級支配の道具ではないであらう。若し國家の目的が階級支配であるならば、利益社會化の程度の發達し、一般大衆の勢力の増大せる現代に於て、國家はなほ其地位を繼續して維持するだけの服従を捧げらるゝであらうか。勿論この事は論證の問題でなく、事實の認識如何に屬する事柄である。階級國家觀が國家の權力と個人の服従を階級の抑壓と云ふ上から下への關係に求めると云ひ得るならば、多元的國家觀は國家の權力を個人の服従に依存せしめ、謂はば下から上への關係によりて説明すると云ひ得よう。

多元的國家論によれば、權力の根源は服従にあり、此服従は個人の合意、承認によりて得られる。それ故に此個人の合意、承認の存する所權力も又存在する。他方に於て、國家は人間相互の多面的諸關係の中の一部を示すものに過ぎず、從て部分社會としては、經濟、宗教等の團體と何等異なるものではない。而して之等の諸團體と同様に部分社會としての國家は、人々の合意、承認に基いて成立するものである。それ故に國家と之等諸團體の間には、權力の點に就て内在的に差異は存在しない。國家と他の諸團體とを區別するものは、その目指す所の目的にある。

ラスキは歴史上の國家が階級支配を内容とすることを認むると共に、人々をして國家に服従せしめ、

國家をして他の團體に優越する權力をもたしむる理由をその目的に求むる。即ち彼によれば「國家とは大衆をして最大可能の範圍に於て、社會の幸福を實現せしむる一組織である」<sup>24)</sup>「國家とは、かくして人間が協同生活の向上を目差して作る團體である」<sup>25)</sup>。それ故に少數者が國家によりて其利益を實現するにしても、尙根底に於て國家が他の團體よりは一層よく社會の幸福を圖るのでなければ、他の團體に對する優越的地位を獲得出來ないであらう。

さてラスキの説に於て問題となるのは社會の幸福の内容であらう。社會の幸福は文化の發達の程度に應じて種々に變化するであらう。而して國家が他の團體に比較して最もよく社會の幸福を圖る團體である如何にして云ひ得るであらうか。此事が明確にされざる以上、社會の服従は得られないであらう。國家の優越な權力が其證據だと答ふるならば、それは循環論證に陥る外はない。然も歴史上、國家が少數者の利益のために利用される事が認められてゐる以上、國家の事實上の優越的地位を確保せしむる社會の幸福が何であるかが明示されるのでなければ、國家の優越的權力は説明され得ない。更にラスキの考へは、何等國家に本質上優越的地位を認むるものではなく、事實上の優越の根據を示したのであらう。蓋し、社會の幸福を實現する程度に應じて團體の權力に相違がある以上、最もよく社會の幸福を實現する團體が最も優越的權力を有する團體であり、而も中世キリスト教會の例に見る如く、國家が常に最もよく社會の幸福を實現し優越的權力をもつとは限らないから。

24) 市村今朝藏氏譯 ラスキ 政治學範典 世界大思想全集 10頁, cf. Laski. op. cit. p. 31—32.

25) 市村氏譯 前掲書 18頁.

コオルもラスキと同様に、國家が階級支配のために利用される事を認めながら、なほ根底に於て國家の本質がそれ以外に存在する事を説明する。彼によれば「國家は（其團體の外部及び内部の關係に於て）全體社會のために、共同の目的を表明し且つ共同の活動を企圖するために存在する處の統治機關である」<sup>26)</sup>。「國家は全體社會の總ての所屬員に平等に且つ同じ方法で關係する處の、集團的活動の極めて重要な種類を遂行するために存在する。人々をして他の集團に所屬せしむる處の他の種類の活動に對しては、他の形態の部分社會が必要である」<sup>27)</sup>。コオルは、國家が他の集團に對して事實上優越する事を認むるけれども何が國家をして此優越的地位を確保せしめたかに就ての明確なる説明は與へられてゐない。總ての部分社會は、全體社會の一部として並列的地位にあると考へられてゐる。唯重要な種類の活動を遂行するが故に國家は他の團體に優越するのであらうか。かゝる重要な活動として、現在の國家が部分社會相互間の關係を調節する調整（Co-ordination）の機能を營む事が擧げられるであらう。此機能は事實上國家が優越的地位にある事を示してゐる。けれどもコオルは、本來部分社會としての國家は、かゝる調整機能を保有すべき資格あるものではなく、彼の描く將來の社會組織に於ては國家から此機能を剝奪しようとする<sup>28)</sup>。それ故にコオルは、國家が本質上他の團體に優越する権力をもつ事を否定することも見られよう。

ラスキ及びコオルが、國家が事實上、他の團體に對し優越的權力を保持すれども、本質上何等かゝる

26) Cole, G. D. H. *Self-Government in Industry* p. 119—120.

27) Cole, *op. cit.*, p. 130.

28) Cole, *Social Theory* p. 88.

29) Cole, *Social Theory* p. 101.

資格をもち得ないとするに反し、同じく多元的國家論を奉ずるマクイヴァは、國家の特殊的目的より國家が他の團體に對し優越的權力をもつ事を認むる。マクイヴァによれば、國家は共同社會内の各結社相互間の調整の機能を營む機關であり、共同社會の終局的調整者である。<sup>30)</sup> 國家がかゝる機能團體として果すべき第一の、而して又特殊なる使命は、共同社會に於て必要な一般秩序の維持である。此秩序を維持するために共同社會は國家に權力を與へる。<sup>31)</sup> 此權力はその目的上、他の團體の權力に對し優越するものである。

國家が維持すべき此一般秩序は、主として共同社會内部の秩序である。勿論マクイヴァは、屢々國家相互の對立、抗争を説明してゐる。けれども彼が國家の特殊機能を考察する場合に、重點が共同社會内部に於ける國家と他の團體との相互の關係に向けられてゐた事は、國家の對外的機能の特殊性を問題としなかつた様に思はれる。それ故に、國家の本質に關する彼の説は充分に注目されるに値するにも拘らず、なほ一面的であると云ふ批難を受けるであらう。

等しく國家を部分社會と見ながらも、その本質に就て更に徹底せる分析を試みたるものは高田博士の説であらう。博士によれば、國家の極小限の姿は内・外に對する防衛の組織である。此機能の故に國家は權力の獨占を要求する。<sup>32)</sup> 而してかゝる國家の權力獨占の要求の充足を可能ならしむるものは、社會に於ける此防衛の組織を維持しようとする意志である。<sup>33)</sup> 此説は國家の本質をその目的に求めようとする見

30) Maciver, R. M. Community p. 46—47.

31) Maciver, The Modern State p. 184.

32) 高田保馬博士 國家と階級 7—8頁

33) 同 13頁

方の最も徹底したるものであり、我々も此説に左袒する。

然しながら國家以外に、國家の命令に服すべき地位にありながら、なほ自己の防衛組織をもつ團體がある様に見える。封建國家に於ける諸候、聯合國家内の分枝國が其例として擧げられる。然し之等諸候、分枝國の防衛組織は、實は國家の防衛組織に他ならぬのではあるまいか。蓋し諸候、分枝國が少くとも國家を維持するものである以上、國家の存立の危機は之等の防衛組織をして國家の防衛に當らしむるからである。若し諸候、分枝國が國家の命に服せず、然も原則として防衛組織を維持するに至れば、それは一國家の中に於ける諸候、分枝國たるものではなく一の獨立國家を形成する。従て一國家内に於ける諸候、分枝國は、いはゞ地方分權的勢力を意味するに過ぎない。而して他方に於て國家を包攝する如き防衛組織は未だ成立してゐない。國家を一員とする國際聯盟、常設國際裁判所等の團體は、現在に於ては、國家活動の一部を統制し得るも、諸國家を打つて一丸とする防衛組織たり得ない。之等種々の團體、又中世の教會等の例によりても推定し得らるゝ様に、國家の權力は種々なる制肘を受ける。けれども原則としては、國家は防衛組織の故に優越的權力をもつ。

最後に、國家の本質として地域團體たる性質があげられ得るかに就て簡単に述べよう。此地域團體と云ふ意味は、國家が地縁を契機として成立せる團體であるか、單に一定地域内で國家の組織が妥當するものであるかである。國家が地縁社會でない事は、接續地域に於て複數の國家が成立する事、又懸隔せ

る地域も征服に基きて一國家を形成する事より明らかである。更に一定地域内で妥當する組織は、國家のみに限定されるのではあるまい。一定地域の制限の下に成立する産業組合、同業組合、農會等皆此意味の地域團體であらう。従て國家の本質は地域的團體たる點にはない。けれども、防衛の目的には防衛さるべき地域が確定し、又防衛のための協働も一定の地域を豫定する事なくしては之を求め得ない。それ故に防衛組織たる國家は一定地域に結び付く。<sup>34)</sup>

國家が地域社會たる事に重點を置いて、それより國家の治安目的としての秩序の機能を導き出さうとする説がある。其要旨は次の如し。一方に於て、國家以外の團體も、平和と秩序との防衛、確保のために努力する。けれども國家以外の團體が此目的のために不適當であるのは、之等の團體は自己固有の目的のために此努力が制限されると共に、一定地域内の全員をその成員とするものではないが故に、成員外の者を統制し得ず従て成員外の者による秩序の攪亂は之を防衛し難い點にある。他方に於て、部分社會としての國家は他の部分社會に比較して、一定地域内の全員をその構成員として有し、國家の法がその構成員に對し原則的には一律に普遍的に妥當すべく要請せられて存在するが故に、國家は他の社會より以上に平和、秩序の整序維持に對する能力がある。<sup>35)</sup> それ故に單に國家を防衛の組織と云ふのみでは、何故に、又如何にして、かくの如き機能が國家のみに與へられ、他の社會には承認されないかの問題が残る。<sup>36)</sup>

34) 高田博士 前掲書 10 — 11頁

35) 堀豊彦教授 國家目的論の考察 臺北帝大 政學科研究年報 第三輯 第一部 法律政治篇 102 — 103頁

36) 堀教授 前掲論文 110 — 111頁

いま問題を國家の地域社會たる性質とその機能との關係に限定して論じよう。第二の問題。平和、秩序のための組織を防衛の組織と同じ内容をもつとすれば、共同社會に於て國家は此目的のために組織されたものである以上、他の社會にかくの如き機能のないのは當然であらう。かくの如き目的をもつ組織を國家と名付けるに過ぎない。第一の問題。國家のみが地域社會でない事は暫く措いても、國家が地域社會たるが故に平和、秩序の機能をもつに適すると見るのは、國家が既に地域社會として成立して後その機能を決定すると考ふる事を意味する。蓋し、國家の成立なくしては國家が一定地域を占むることは確定し得られないから。單に接續地域に定住する事のみでは國家は成立しないであらう。しかも團體が成立するには特定の目的を豫想するとすれば、その場合に果して如何なる目的によりて國家は成立したのであらうか。更に地域社會としての國家は、他の社會に比較して一定地域内の全部の者を構成員とする事は、國家の防衛の目的を維持しようとする意志に基く夫等の人々の國家に對する服従を示すか、又は此服従に基く國家權力により強制されて構成員に加へられることを示すものであり、その事によりて國家が防衛の目的に適するものとなるのではないと思ふ。目的を豫想せずして、團體從て又其構成員の決定は如何にして行はれるであらうか。

## 六 政治概念の規定

國家が防衛の機能を營む特殊團體である以上、此特殊なる機能に即して、換言すれば、此主體に就てのみ政治概念を樹立する事が出来るであらう。即ち國家と政治とは密接にして切離し難き開聯があり、國家ある所政治ありと考へ得られる。けれども政治概念を明確ならしむるには、以上の如き積極的政治概念の解明だけでは充分ではなく、更に次の消極的問題が答へられねばならない。第一、國家現象と政治現象は相等しきか、別言すれば、政治現象は國家現象の總べてであるか。卒直に云へば、國家は政治現象以外法現象を含むと考へられてゐる。従て政治概念を充分に明確ならしむるには、國家、政治、法の相互の關係、夫々の地位が明らかにされねばならない。第二、國家活動の一部が特に政治現象であるのではないか。例へば一般に議會に關して政治現象が論じらるゝが如き。第三、國家の活動ならざる部に就て政治現象と見做さるゝ活動は如何に説明すべきか。此中、第一の問題に就ては、本稿の目的が、政治現象の全般的解明にあるのではなく、單に政治の本質の考究にある以上、之を省略する事が許されるであらう。従て以下第二、第三の問題を論議しよう。

國家が防衛組織であるにしても、防衛施設の内容は、何等固定的なるものではなく、社會的、文化的變遷に伴ひて變化するものである。又同一時代に就て見ても、防衛施設に就て明確なる規準なるものはない。それ故に國家は、その使命遂行のために、先づ防衛施設の内容及び程度を判定しなければならぬ。かくして國家がその團體の使命を實現するには、他の總ゆる團體に於けると同様に、國家の活動範

圍及び方面を決定すべき所謂意志決定の活動と、此決定された意志を遂行する活動が必要である。之等の何れの活動をも政治的活動と見做すべきか、又は此中の何れかを以て政治的活動と考ふべきであらうか。

一般に政治現象によりて議會の活動が考へられてゐる。それ程議會の活動と政治現象とが密接なる關係に置かれてゐる。學問上の概念構成が日常の體驗から得らるゝ以上、かくの如き一般的觀念が政治概念構成に反映するのも道理あることである。マクス・ウェーバーによれば「政治概念は、政治團體、今日に於ては國家の指導、又は指導への影響」<sup>37)</sup>を意味する。從て「政治とは、國家相互の間に於て、あれ、又は國家内に於ける人間集團の間に於て、あれ、權力參與 (Machtanteil) への努力、又は權力分配に影響を與へようとする努力である」<sup>38)</sup>。此政治概念の中、權力分配に影響を與へようとする努力、換言すれば政治團體の指導への影響は、統治權力の收奪、又は新なる分配を目的とする活動であり、政治的に志向された (Politisch orientiert) ものと呼ばれる<sup>39)</sup>。從て政治の固有なるものは、政治團體の權力へ參與しようとする努力である。之を具體的に表現するならば、直接國家の意志構成、ウェーバーの言葉を借りるならば、國家の物理的強制力支配への參與が固有の、又は狹義の政治であり、かゝる參與の能力に變化を與へようとする努力が政治的に志向されたものとなる。ウェーバーの政治概念は、特殊なる團體としての政治團體との關係に於て構成されてゐる。けれども、政治團體、今の場合に於ては國家の本質に關

37) Weber, M. Politik als Beruf, S. 396.

38) Weber, Politik. S. 397.

39) Weber, Wirtschaft. S. 29.

する彼の説明に、難點が存在する事は前に述べたる所である。今此點を離れて考察を進めよう。先づウエエバアの政治概念は、國際政治と國內政治とを等しく説明し得るや否やを問題としよう。政治が權力參與のための努力、換言すれば政治團體の意志決定の側にあるならば、政治現象は統一的權力組織としての政治團體を豫想する。そうであるならば、ウエエバアの政治概念からは國際政治現象を排除しなければならぬのではなからうか。若し國際政治現象を認めようとするならば、統一的權力を支配するための努力と云ふ如き國家意志構成過程によりて政治概念を規定せずに、國家そのものを以て政治とする概念規定方法によらなければならぬ。次に、以上の事と關聯した事ではあるが、政治を何故に權力參與と云ふ政治團體の意志構成部分に限定したのであらうか。政治團體が他の團體と異なる特殊なる團體として定立されてゐる以上、何故にその團體活動の一側面のみを特に政治的現象となすのであらうか。此點に關するウエエバアの説明は見出され得ない様に思はれる。若し政治的なるものゝ特質が主體にあるならば、主體の活動の一側面のみを政治現象となす理由はあるまい。

以上とは逆に、國家意志構成活動は政治現象たり得るかと云ふ事が問題とされねばならないであらう。その理由を説明しよう。國家意志構成活動は國家の活動の前提であり、國家の活動ではない。之を自然人に就て云ふならば、意志構成は心的過程であり、人間の行爲ではない。なる程現實に於ては、國家の意志構成はその機關たる議會によりてなされ、客觀的事象として示されてゐる。然しながら、此議

會による活動は何等事態の本質を示してゐるものではあるまい。若し個人によりて此意志が決定される完全なる形態の獨裁政治が成立するならば、此意志の構成は個人の心的過程に屬する。此心的過程としての國家意志構成は、文化現象としての政治現象たり得ないのではないか。此點を更に明確にするために、經濟行爲に就て説明しよう。經濟行爲は交換であり、他の一面から見れば財の獲得行爲である。財の獲得行爲は、財に對する個人の効用評價に基いてなされるものである。けれども、人間行爲をして經濟行爲たらしむるものは、財の獲得行爲であり、個人の効用評價にあるのではない。換言すれば、經濟行爲の本質は財の獲得に盡きるのである。此行爲の動機となる個人の意志構成過程とは關係がない。かかる事は國家意志構成に就ても妥當しないであらうか。

政治現象は、主體の機能との關聯に於てのみ其固有なる性質を明らかにされる。此點に於て經濟行爲が行爲自體の側にその獨自性を有し、此行爲をなす主體によりて經濟行爲の本質が決定されるのではないのとは趣を異にする。政治現象にありては、主體の機能從て又此機能を具體的に規定することは決定的に重要であり、之なくしては政治活動の固有なる性質が失はれる。文化現象としての政治現象は、機能の内容規定なくしては考へられない。かかる關係は、經濟行爲にありては財と獲得行爲との關係に相當し、一を欠ぎては經濟行爲が成立し得ざると同様に、政治現象に於ても、意志構成と意志實現活動とは欠ぐべからざるものである。而して之等二つのものは別々に政治現象であるのではなく、一體とし

て政治現象を構成すること、財と獲得行爲が互ひに他を論理的に内包せしめながら一體として經濟行爲を構成するのと相應する。然も政治的なるものが主體の特殊なる機能にある以上、此機能の内容を決定する意志構成は政治現象にとり重要な役割を營むものであり、議會の活動が典型的なる政治現象と考へらるゝのは理由あることである。

最後に、國家の意志の實現活動の部分に政治現象を認めようとする例を考察しよう。政治的なるものを政治團體の機能に求めながら、此機能を狭く限定するが故に、政治團體の一としての國家の活動の全部ではなく、單にその一部のみを政治現象と見るコオルの説を一瞥しよう。其要旨は次の如し。政治團體とは、人々が共同生活を營む上に於て、社會組織を必要とする人々の間の關係を處理する事を目的とする團體である。かくの如き政治團體は、國家及國家内に於ける地方團體、及び第二次的意味に於ける政治團體としての政黨其他の團體である。<sup>40)</sup>而して政治團體の機能に關聯して政治活動は、共同生活を營む上に於て、社會組織を要求する人々の間の關係に社會的統制を加ふる活動である。<sup>41)</sup>政治活動が人々相互の關係を統制するものである限り、國家の活動は之に盡きるものではない。近代國家の活動は、かゝる政治活動以外、他の團體を統制する調整活動及び經濟活動を含む。<sup>42)</sup>けれども、政治團體、從て又政治的なるものゝ規定が、共同生活を營むための人々相互の間の關係の統制にある以上、かゝる統制は政治團體に限らず他の團體も行ふものであり、特殊なる團體としての政治團體の特質たり得ない。國家を以て

40) Cole, Social Theory p. 67—68.

41) Cole, Social Theory p. 85.

42) Cole, Social Theory p. 85—88.

政治團體と見るならば、政治團體の特質は、かゝる人々相互の關係の統制以外の點に求めなければならぬ事は前に論じた所である。それ故に、コオルの如く政治現象を國家活動のかゝる一部分に限定する事は認容され得ない。

第三の問題。國家の意志構成とその意志内容を實現する活動が、一體としての國家の活動であり、政治現象を構成する。而して國家の防衛の機能が、對内的のものと對外的のものとの區別し得られるならば、それに應じて政治も對内政治と對外政治とに分類し得られるであらう。勿論國家の活動には、對内的なるものと對外的なるものとの間に明確なる區別が存するのではない。國家の對外的活動も多かれ、少かれ對内的意味を含んでゐるのであり、其限り内政、外政の分類は何等明確なる分類ではなく、單に重點の置く所が異なるに過ぎない。例へば、海外販路擴張政策、軍備縮少協定等何れも對外的活動でありながら、對内的意味が内包されてゐる。之等の國家活動以外に尙政治現象と呼ばれるものがある。例へば、政治的結社、政治代表の選舉、政治的集會等は、國家の活動ではないが、矢張り政治現象であること見られてゐる。之等の現象が政治的性質を帯ぶると云ふのは如何なる意味に於てであらうか。

通常之等の現象は、固有の、又は狹義の政治現象に影響すると云ふ意味で第二次の意味の政治現象と見られてゐる。例へば、コオルに於ては、人々の關係の社會的統制に作用を及ぼす事を目的とすると考へられる點で第二次の意味の政治現象とされ、ウェエバアにありては、政治團體の指導への影響を目的

す點で政治的に志向されたものと呼ばれてゐる。何れにしても、間接的ではあるが、國家の意志内容の決定に參與すると云ふ意味で、第二次的政治現象と名付けてもいゝであらう。

それ故に政治は國家の活動を意味すると共に、此活動に影響する事を目的とする活動をも含むと考へらるゝであらう。

### 七　　七　　す　　び

政治の本質を以て統制又は強制等の行爲の特殊なる仕方とする見方、及び團體活動に政治概念を求むる説は、經濟、宗教等と相並びて特有の文化領域をもつ意味の政治の本質を充分に説明し得ない。かゝる意味の政治は、固有の機能を有する特殊の團體に關聯せしめて始めて、充分之を明ならしめ得るであらう。行爲の側、又は廣義の主體に政治的なるものを求むる説は、たとへ夫々の見解に基いて政治學の學的體系を組立つるにしても、恐らくは實り豊かな結果を收め得るか否か疑問であらう。之等の説も從來多くは政治の對象を國家に求めた事實は、此事を證するであらうし、又政治が國家と密接なる聯關をもつ事を示してゐるであらう。

最近著しく擡頭せる財政社會學説と呼ばれるものは、財政を政治的なるものと考ふる點に特徴があると考へられてゐる。本稿はもと政治概念を規定しながら、この財政社會學説に於ける政治的契機の取扱

ひ方を吟味する意圖をもつてゐた。けれども政治の本質の考察は、到底簡單に片付けられないのみか、本稿の如きも甚だ蕪雜なる考察に終つて了つた。けれども研究の目的が財政の特殊性を示すにある以上、この粗雜なる考察も一應その役目を果すものと考へてゐる。唯從來の財政學說に於ける政治的契機  
の取扱ひ方の吟味の問題は他日機會を得て考究しよう。